

宮崎県外国人介護人材受入施設等環境整備事業に係る Q & A

<事業全般>

Q1. 補助上限額が133千円（1施設あたり）とあるが、1つの法人から複数施設分の申請ができるか。

A1. 可能です。それぞれ個別の申請として書類を御提出ください。
ただし、予算の都合上、申請数等を調整いただく場合があります。

Q2. 外国人介護職員の在留資格に制限はあるか。

A2. 全ての在留資格が対象となります。
申請者の介護施設と雇用関係にあれば、留学生のアルバイト等に係る取組も補助対象とします。

Q3. 今後、雇用予定の外国人介護職員に対する取組も対象となるか。

A3. 補助対象とします。雇用予定が確かであることが分かる書類を御提出ください。

Q4. 新型コロナウイルス感染症の影響等、避けがたい事情により外国人介護職員の入国が遅れ、申請年度中に就労開始できなかった場合でも補助対象となるか。

A4. 申請年度中に支出した経費については補助対象とします。

Q5. 過年度に開始した取組に係るもので、今年度中に継続して発生している経費は本事業の補助対象となるか。

A5. 補助対象とします。ただし、過年度中に発生した経費は補助対象外です。

<外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組>

Q6. コミュニケーションを促進する取組として、スマートフォンやタブレットを購入することは補助対象となるか。

A6. 本補助事業の目的にのみ使用することが明確である場合にのみ補助対象とします。
日常生活や業務上の他の目的のためにも利用する場合は補助対象外とします。

Q7. 日本語能力試験（JLPT 等）の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。

A7. 補助対象とします。

<外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組>

Q8. 介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費及び旅費は補助対象となるか。

A8. 介護福祉士の資格取得を目指すことを前提としたものであれば補助対象とします。

Q9. 介護福祉士養成施設（専門学校）の授業料は補助対象となるか。

A9. 補助対象外とします。

<外国人介護職員の生活支援に必要な取組>

Q10. 外国人介護職員の生活支援として、外国人介護職員が居住するアパート等の家賃や光熱費は補助対象となるか。

A10. 補助対象外とします。

Q11. インターネット回線を引いて母国と連絡を取れるようにしたいが、この場合は対象となるか。

A11. ホームシック対策等、本事業の目的のために導入したものは補助対象とします。

Q12. 施設が自転車を購入し外国人介護職員に貸与する場合に、自転車購入費用は補助対象になるか。

A12. 補助対象とします。ただし、ロードバイク等の嗜好性が高いものは対象外とします。

Q13. 職員又は地域住民との親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は対象となるか。

A13. 食糧費を除いた部分のみ補助対象とします。

Q14. 外国人介護職員の人件費は対象になるか。

A14. 補助対象外とします。

Q15. 外国人介護職員を受け入れるにあたっての監理団体等への手数料は対象になるか。

A15. 補助対象外とします。

(R3年9月30日時点)